

第1章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

第1節 制度等の変遷

1 制度

年次	月日	事項
昭和20年	12月22日	・労働組合法(昭和20年法律第51号)公布
昭和21年	3月1日	・労働組合法施行 ※国には中央労働委員会が、各都道府県には地方労働委員会が設置される。
	9月27日	・労働関係調整法(昭和21年法律第25号)公布
	10月13日	・労働関係調整法施行 ※あつせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明定され、労働委員会における調整機能が確立される。
昭和23年	7月31日	・政令第201号公布及び施行 ※公務員等の団体交渉及び争議行為が禁止された。
	12月3日	・国家公務員法一部改正 ※一般職の国家公務員は、労働組合法及び労働関係調整法の適用が除外された。
昭和24年	6月1日	・労働組合法全部改正及び労働関係調整法一部改正 ※従来の第三者委員は公益委員と改称され、労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査等、準司法的機能に属する事項は、公益委員の専管事項となった。 また、不当労働行為の処罰請求主義が廃止となり、労働委員会が不当労働行為を是正するための行政救済を行う制度(原状回復主義)が採用された。 中央労働委員会には、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。
	8月4日	・中央労働委員会規則公布及び施行 ※規則制定権に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手

		続を定めた。
昭和 25 年	12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)公布 ※地方公務員は、労働組合法及び労働関係調整法の適用が除外された。
昭和 27 年	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法及び労働関係調整法一部改正 ※労働関係調整法について、緊急調整制度(中央労働委員会)が設けられたほか、公益事業における争議行為予告制度の採用、特別調整委員の設置、仲裁制度の改正が行われた。また、あっせん員と労働委員会委員との兼職禁止規定が削除された。
	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業労働関係法公布及び施行 ※地方公営企業職員の労働関係は、原則として労働組合法及び労働関係調整法によることとなった。
昭和 37 年	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事件訴訟法公布(10 月 1 日施行)
	9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法公布(10 月 1 日施行) ※上記の公布に伴い、労働組合法の訴訟に関する規定が一部改正された。使用者が労働委員会の命令に対して行う訴えの出訴期間は、不変期間である旨の規定を設ける等、規定の整備が図られた。
	11月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則公布及び施行 ※中央労働委員会規則の不備とされていた点を改めるとともに、業務の運営を一層効果的にするため、中央労働委員会規則の名称を「労働委員会規則」と改め、内容の整備を行った。
昭和 40 年	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業労働関係法一部改正 ※非組合員の範囲の認定、告示の事務が新たに労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法一部改正 ※労働委員会の委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長された。
昭和 46 年	5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法一部改正

		<p>※中央労働委員会の委員定数が各側それぞれ 1 人増となり各側 8 人計 24 人となった。</p>
昭和 52 年	4月 11日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 <p>※不当労働行為の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。</p>
昭和 53 年	5月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法及び同法施行令の一部改正 <p>※中央労働委員会の委員は各側それぞれ 1 人、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の委員は各側それぞれ 2 人の定数増が図られた。</p>
昭和 63 年	10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法、労働関係調整法及び国営企業労働関係法一部改正 <p>※中央労働委員会と国営企業労働委員会が統合された。公営企業体等の減少に伴う機構の簡素化や、不当労働行為の審査の迅速化等の要求に応え、労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図ったものである。この統合により、中央労働委員会の委員定数は、各側それぞれ 4 人増となり、各側 13 人計 39 人となった。</p> <p>また、労働組合法施行令等の関係法令及び労働委員会規則についても、統合に伴う所要の規定整備がなされた。</p>
平成 12 年	4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権一括法施行 <p>※地方労働委員会の事務が自治事務化された。</p>
平成 13 年	1月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・国営企業労働関係法を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改題 <p>※特定独立行政法人制度の創設に伴い、特定独立行政法人の労働関係について所要の規定が整備された。国営企業労働関係法に特定独立行政法人の労働関係を加えるとともに、労働委員会規則の一部改正により、国営企業と同様に中央労働委員会で管轄することとなった。</p> <p>なお、労働組合法の一部改正により、中央労働委員会の委員定数は、同年 4 月から各側それぞれ 2 人増となり、各側 15 人計 45 人となった。</p>
	10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成 13 年法律第 112 号)施行 <p>※同法第 20 条により、地方公共団体の施策として、地方自治</p>

		<p>法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて地方労働委員会が個別労働関係紛争に係る情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を行う場合には、中央労働委員会は、必要な助言、指導をすることができるものとされた。</p>
平成 15 年	3月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※不当労働行為審査手続の迅速化及び地方労働委員会事務が自治事務化されたことに伴う所要の規定が整備された。
平成 17 年	1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法一部改正(平成 16 年法律第 140 号) ※地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に変更され、中央労働委員会の定める規則に反しない限りにおいて、政令に定める事項に関する規則を定めることができるものとされた。 <p>また、不当労働行為審査制度において、審査の長期化が著しいこと、命令を不服とする裁判において取消率が高いこと等の問題が生じている中で、審査の迅速化及び的確化を図る必要があることから審査手続及び審査体制が整備された。具体的な内容は、次の①～③のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働委員会は、審査期間の目標を定めるとともに、個々の事件については審問の開始前に整理された争点及び証拠、審問の回数、救済命令等の交付予定時期等を記載した審査の計画を定めなければならないものとされた。 ②労働委員会は、当事者の申立て又は職権で、当事者又は証人に出頭を命じ、又は物件の所持者に当該物件の提出を命じることによる証拠調べをすることができるものとされた。 ③労働委員会は、審査の途中において、いつでも当事者に和解を勧めることができるものとされた。
平成 19 年	10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化関連法施行 ※日本郵政公社が解散され、その機能を引き継ぐための承継会社が設立された。これに伴い日本郵政公社の職員に関する労働関係は、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和 23 年法律第 257 号)が適用対象であったところ、民営化後の承継会社の職員に関する労働関係には、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。
平成 20 年	10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成20年法律第 26号)施行

		<p>※船員労働委員会は、同年9月30日限りで廃止され、その事務のうち、船員に係る集団的労使紛争の解決などの事務(不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁など)は、同年10月1日から中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。</p>
平成 22 年	1月 1日	<p>・日本年金機構法(平成19年法律第109号)施行</p> <p>※厚生労働省の外局として設置されていた社会保険庁が、平成21年12月31日限りで廃止され、新たに国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金(厚生年金及び国民年金)に係る一連の運營業務を行う非公務員型の公法人(特殊法人)として日本年金機構が発足したことにより、当該機構の職員に関する労働関係には、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。</p>
平成 24 年	10月 1日	<p>・労働委員会規則一部改正</p> <p>※審査手続を簡素化し、その実効性を高める方策に関する規定の整備が行われた。具体的な内容は、次の①及び②のとおりである。</p> <p>①初審段階において、事件の内容に照らし、申立書その他当事者から提出された書面等により、命令を発するに熟すると認められるときは、審問を経ないで命令を発することができることとされた。</p> <p>②委員調査等により、当事者に接触する過程で、当事者の意向を十分に把握・斟酌し、解決のために適切と考えられる方策が見いだせた場合、審査委員長は、これを公労使三者委員の見解として当事者に勧告できることが明文化された。</p>
平成 25 年	6月14日	<p>・労働関係調整法一部改正</p> <p>※従来 3 人とされていた仲裁委員の人数について、3 人以上の奇数の委員を指名することができることとされた。</p>
平成 27 年	4月 1日	<p>・独立行政法人通則法一部改正</p> <p>※役職員が国家公務員の身分を有し、中央労働委員会が専属管轄する特定独立行政法人のうち独立行政法人国立病院機構が中期目標管理法人に改められ、本法人の役職身分は非公務員化して中央労働委員会の管轄から外れ、都道府県労働委員会の所管となった。</p>

令和元年	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行により、オンライン申請をする場合、識別番号及び暗証番号や生命認証符号等を使用することなどが定められた。
令和2年	12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、不当労働行為に係る救済申立ての手続等について、当事者による申立書等への押印等を不要とすることが定められた。
令和3年	2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言がされた場合等に、総会や公益委員会議等の会議を、ウェブ会議により開催することができること等の規定が整備された。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※平成30年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」において取りまとめられた議論を受け、不当労働行為事件の審査の実務の現状を踏まえて改正された。主な内容は、次の①及び②のとおりである。 ①答弁書の提出期限が原則10日以内から原則30日以内とされるとともに答弁書には具体的な認否・反論を記載しなければならないとされた。 ②労働委員会が審問を開始する期限が削除された。
令和5年	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※中央労働委員会における審問の手続や尋問について、当事者等の便宜のため、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議(改正前労働委員会規則16条の2に規定される方法)により実施することができること等の規定が整備された。

2 本県の沿革

年次	月日	事項
昭和 21 年	3月10日	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 21 年 3 月 10 日、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び第三者の各側 3 人計 9 人が第 1 期委員として委嘱され、本県地方労働委員会の活動が開始された。同月 18 日には第 1 回総会が開催され、会長の互選、委員会運営規程及び事務局設置等に関する審議が行われた。 なお、補助機関として事務局が設置されたが、当初は予算上その他の事情もあって、過渡的形態として兼任職員で事務を行った。その後、労働運動の活発化と労働組合組織の急激な膨張に伴い、また、労働関係調整法も施行されたので、昭和 22 年 3 月頃までにある程度の専任職員を置く運びとなった。
昭和 22 年	1月10日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期委員が労働組合法に基づき委嘱され、委員の構成は各側 5 人計 15 人となった。
昭和 23 年	1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 事務局に専任事務局長を設置し、従来 of 労働政策課内同居の状態から独自の事務室を持つようになった。また、労働組合法施行令第 25 条の規定に基づき、昭和 26 年に群馬県規則第 5 号として、事務局規則が制定され、これにより総務課、審査課、調整課の三課が事務局に置かれ、分掌事務、職制などが定められた。
昭和 27 年	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法及び労働関係調整法の一部が改正され、あっせん員と労働委員会委員の兼職禁止規定が削除されたため、昭和 27 年 9 月からあっせん員候補者に労働委員会委員を加えることになった。
昭和 32 年	11月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機構の改正により、局長が部長級となり同時に次長職が設置された。
昭和 41 年	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法の一部改正によって、労働委員会委員の任期が従来 of 1 年から 2 年に延長されたため、本県においても第 18 期委員から 2 年の任期になった。
昭和 52 年	4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 従来、慣例、内規等で処理していた事務処理手続を体系化、成

		文化し、群馬県地方労働委員会事務処理要領として制定した。
昭和 59 年	4月 1日	・全国労働委員会連絡協議会により制定された「不当労働行為審査のための手引き」との整合性を図るため、また、事務の簡素化と迅速処理、申請者へのサービス等を図るため、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改定を行った。
昭和 61 年	4月 1日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正により、事務局に管理課が設置され、従来の各課がそれぞれ総務係、審査係、調整係に変更され三課制から一課三係制になった。また、従来の次長が管理課長に、課長が係長に改められた。
平成 4 年	4月 1日	・関係法令の改正及び実際の事務処理との整合性等を図るため、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 7 年	4月 1日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正によって、従来の総括課長補佐が、管理課次長に改められた。
平成 12 年	4月 1日	・地方分権一括法の施行による群馬労働局の創設等に伴い、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 13 年	9月 5日	・「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の制定を受け、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、個別的労使紛争のあっせんに関する事務が知事から委任された。
	9月13日	・「個別的労使紛争のあっせんに関する要綱」を定めた。
	9月25日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正により、調整係の分掌事務に、「個別的労使紛争のあっせんに関すること」が加えられた。
	9月27日	・「個別的労使紛争のあっせんに関する事務処理要領」を定めた。
	10月 1日	・「個別的労使紛争の解決の促進に関する法律」の施行に伴い、個別的労使紛争あっせん制度を開始した。
	11月22日	・事務の適正化・迅速化を主眼とし、また、実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改

		定を行った。
平成 14 年	4月 1日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改定によって、従来の総務係、審査係、調整係の 3 係制が、総務調整グループ、審査グループの 2 グループ制に改められた。
平成 17 年	1月 1日	・労働組合法の一部改正(平成 16 年法律第 140 号)により、都道府県労働委員会に規則制定権が付与されたことから、次の関係規程が制定・改正された。これに伴い、群馬県地方労働委員会事務局の名称が、群馬県労働委員会事務局へと変更された。 1 群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正(平成 16 年 12 月 28 日公布、規則の題名を群馬県労働委員会事務局組織規則に変更) 2 群馬県労働委員会事務局処務規程の制定(平成 17 年 1 月 1 日公布)
平成 18 年	3月 23日	・平成 17 年 1 月 1 日の労働組合法の一部改正に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 20 年	4月 1日	・群馬県労働委員会事務局組織規則の一部改正によって、グループ制(総務調整グループ、審査グループ)が係制(総務調整係、審査係)に改められた。
平成 22 年	3月 25日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県労働委員会事務処理要領及び個別的労使紛争のあっせんに関する事務処理要領の改定を行った。
平成 24 年	10月 25日	・同年 10 月 1 日の労働委員会規則の一部を改正する規則(平成 24 年中央労働委員会規則第 1 号)の施行に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 25 年	7月 11日	・同年 6 月 14 日の労働関係調整法の一部改正に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 26 年	3月 27日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県労働委員会事務処理要領及び個別的労使紛争のあっせんに関する事務処理要領の改定を行った。
平成 30 年	2月 8日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図る

		ため、審査に関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った(同年5月24日に追加改正)。
平成31年	2月14日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、総務調整に関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
令和元年	8月22日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、個別的労使紛争のあっせんに関する要綱の改定を行った。
令和2年	3月26日	・個別的労使紛争のあっせんに係る事務処理の集団あっせんとの共通性を考慮して、個別的労使紛争のあっせんに関する要領を廃止し、その内容を群馬県労働委員会事務処理要領の第4章として組み入れた。併せて、実際の事務処理との整合性を図るため、一部改定を行った。
	10月22日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、調整及び個別的労使紛争のあっせんに関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
令和3年	3月25日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため並びに令和2年12月25日の労働委員会規則の一部を改正する規則(令和2年中央労働委員会規則第1号)の施行に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
	10月1日	・同日の労働委員会規則の一部を改正する規則(令和3年中央労働委員会規則第2号)の施行に伴い、審査に関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
令和7年	3月27日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。

第2節 組織

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等の目的を達成するため、労働組合法第19条の12の規定により、各都道府県に設けられ、地方自治法の規定による都道府県の執行機関になっている。

1 委 員

労働委員会は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)の三者で構成されており、労使委員はそれぞれ関係団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、知事が任命する。委員の任期は2年であるが、再任を妨げない。

なお、会長及び会長代理は、委員の互選により公益委員の中から選出される。当委員会においては、各側(公益、労働者及び使用者)5人計15人の委員が任命されており、現在は第46期委員<表1>によって運営されている。歴代会長及び会長代理は、<表2>のとおりである。

2 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条の規定により労働争議のあっせんに当たらせるため、また、平成13年10月1日からは、個別的労使紛争のあっせんに関する要綱第7条第2項の規定により、当該紛争のあっせんにも当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱している。

当委員会においては、現委員15人、事務局職員3人(局長、管理課長、管理課次長(総務調整・DX推進係長))の計18人を委嘱している<表3>。あっせん員候補者の任期は法令に特別な規定がないため、委員改選後の初回総会や事務局の人事異動後の総会において、適宜あっせん員候補者の委嘱・解任を審議決定している。

3 事 務 局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定により、事務を整理するため事務局が置かれており、職員については、会長の同意を得て都道府県の職員のうちから、知事の任命により事務局長以下必要な職員が配置されることとなっている。当事務局は、群馬県労働委員会事務局組織規則により、内部組織、分掌事務、職制等に関して必要な事項が定められている。

二係(グループ)制となった平成14年度以降の定数・現員の推移は、次表のとおり。

<平成14年度以降の事務局職員数の推移>

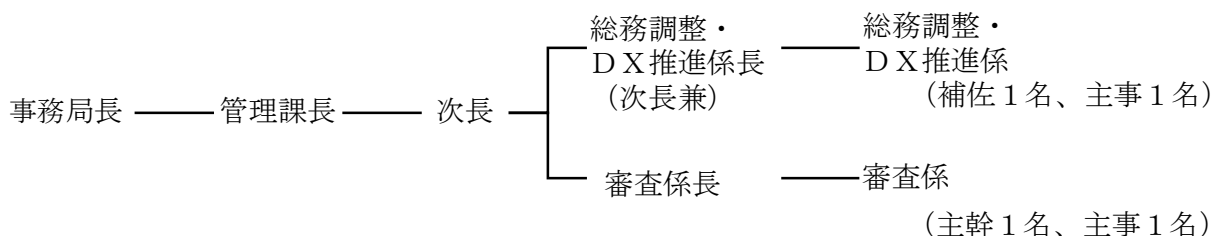
年 度	定 数	現 員	事務局長・管理課長	総務調整・DX推進係	審査係
14	11	11	2	5	4
15	10	10	2	4	4
16	9	9	2	4	3
17～20	8	8	2	3	3
21	8	9	2	4	3
22～25	8	8	2	3	3
26～27	8	9	2	4	3
28	9	9	2	3	4
29～	8	8	2	3	3

(注)平成14年度から19年度までは、グループ制

平成21年度及び平成26年度から27年度の1名増は、過員配置

平成28年度の1名増は、1年限りの定数時限措置
令和3年度から総務調整係は総務調整・D X推進係に変更

〈組織図〉(令和7年12月31日現在)



4 予 算

労働委員会の予算は、参考〈表1〉のとおりである。

第3節 職務権限

労働委員会の職務権限は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、不当労働行為の審査や労働争議の調整を行うなど、次のように定められている。また、本県の場合、平成13年10月1日から地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任により、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づいて個別的労使紛争のあっせんを行っている。

- (1) 労働組合の資格の審査、決定及び証明(労組法第5条、第11条、地公労法第4条)
- (2) 労働協約の拡張適用の決議(労組法第18条)
- (3) 不当労働行為の審査、命令及び決定(労組法第7条、第27条、地公労法第4条)
- (4) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁(労調法第10条～35条、地公労法第14、15条)
- (5) 争議行為発生届の受付(労調法第9条)
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受付(労調法第37条)
- (7) 職務を行うために必要と認められるときの出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求めること及び臨検検査などの強制権限の行使(労組法第22条)
- (8) 非組合員の範囲の認定及び告示(地公労法第5条)
- (9) 個別的労使紛争のあっせん(個別労働紛争解決法第20条、群馬県労働委員会及び同委員会事務局職員に対する事務委任規則第2条)

<表1>

第46期群馬県労働委員会委員名簿

(任期 令和7年4月24日～令和9年4月23日)

	氏名	現職	在任年数等
公益委員	◎ <small>あらい ひろし</small> 新井 博	弁護士	16年 10月 (第38期 平21. 3. 26～)
	○ <small>こぐれ としこ</small> 小暮 俊子	弁護士	16年 10月 (第38期 平21. 3. 26～)
	<small>おおかわら まみ</small> 大河原 眞美	高崎経済大学名誉教授	14年 10月 (第39期 平23. 3. 30～)
	<small>こいそ まさやす</small> 小磯 正康	弁護士	10年 9月 (第41期 平27. 4. 2～)
	<small>さいとう まどか</small> 齋藤 周	群馬大学名誉教授	2年 9月 (第45期 令 5. 4. 13～)
労働者委員	<small>たかくさぎ さとる</small> 高草木 悟	群馬県電力関連産業労働組合総連合会長	9年 9月 (第41期 平28. 4. 13～)
	<small>やまむら やすお</small> 山村 康郎	JAM北関東群馬県連絡会会長	6年 2月 (第43期 令元. 11. 21～)
	<small>かんばら きよたか</small> 蒲原 清天	UAゼンセン群馬県支部支部長	1年 11月 (第45期 令 6. 2. 15～)
	<small>かわまた としゆき</small> 川又 敏之	前SUBARU労働組合執行委員長	1年 11月 (第45期 令 6. 2. 15～)
	<small>くまい かずこ</small> 熊井 和子	群馬県教職員組合書記	0年 9月 (第46期 令 7. 4. 24～)
使用者委員	<small>やぎ のりひろ</small> 八木 議廣	八木工業株式会社代表取締役社長	11年 5月 (第40期 平26. 8. 19～)
	<small>おかべ ひろゆき</small> 岡部 洋行	富士精螺株式会社代表取締役社長	8年 9月 (第42期 平29. 4. 2～)
	<small>いがらし りょうじ</small> 五十嵐 亮二	一般社団法人群馬県経営者協会専務理事	6年 9月 (第43期 平31. 4. 2～)
	<small>きくち よしゆき</small> 菊地 良之	三立応用化工株式会社専務取締役	4年 9月 (第44期 令 3. 4. 8～)
	<small>いけはた みほ</small> 池畠 美穂	パッケージ池畠株式会社代表取締役	0年 9月 (第46期 令 7. 4. 24～)

- 注) 1 ◎は会長、○は会長代理
 2 現職、在任年数等は、令和7年12月末現在のものである
 3 在任年数等は、途中で1日でも在任していれば、1か月として計算

< 表 2 >

歴代会長及び会長代理

期	就任年月日	会 長	会長代理	摘 要
1	昭和 21. 3. 18	阿 部 真之助		
2	〃 22. 1. 10	〃	小 島 軍 造	
3	〃 23. 1. 15	小 島 軍 造	井 上 英 男	
4	〃 24. 3. 31	水 島 治 雄	山 田 岩 尾	
5	〃 25. 4. 1	大 沢 愛次郎	〃	
6	〃 26. 4. 1	山 田 岩 尾	水 島 治 雄	
7	〃 27. 4. 1	〃	丸 山 勇之助	
8	〃 28. 4. 1	〃	岡 部 桂 一	
9	〃 29. 5. 15	〃	〃	
10	〃 30. 6. 1	〃	〃	
11	〃 31. 6. 1	〃	〃	
12	〃 32. 6. 1	〃	〃	
13	〃 33. 6. 1	岡 部 桂 一	横 川 紀 良	
14	〃 34. 6. 1	〃	〃	
15	〃 35. 11. 1	横 川 紀 良	庭 山 政 次	
16	〃 36. 12. 25	〃	〃	
17	〃 38. 12. 9	山 田 岩 尾	鈴 木 節 夫	
18	〃 41. 8. 15	〃	野 村 吉之助	
19	〃 44. 4. 1	〃	〃	
20	〃 46. 9. 14	中 山 新三郎	〃	
21	〃 48. 10. 6	〃	中 島 義 行	
22	〃 50. 12. 1	〃	松 澤 清	
23	〃 53. 5. 10	〃	〃	
24	〃 55. 5. 27	〃	〃	
25	〃 57. 5. 27	〃	〃	
26	〃 59. 5. 27	〃	〃	
27	〃 61. 9. 1	〃	〃	
28	〃 63. 10. 17	〃	〃	
29	平成 2. 10. 31	〃	〃	
30	〃 4. 11. 1	松 澤 清	横 川 幸 夫	
31	〃 6. 11. 1	〃	〃	
32	〃 8. 11. 6	横 川 幸 夫	春 山 進	
33	〃 10. 11. 10	〃	〃	
34	〃 12. 11. 13	春 山 進	尾 関 正 俊	
35	〃 14. 11. 29	〃	〃	
36	〃 16. 11. 29	〃	〃	
37	〃 18. 12. 14	〃	〃	
38	〃 21. 3. 26	尾 関 正 俊	清 水 敏	
39	〃 23. 3. 30	〃	〃	
40	〃 25. 4. 2	〃	〃	
41	〃 27. 4. 2	清 水 敏	新 井 博	
42	〃 29. 4. 4	〃	〃	
43	〃 31. 4. 2	〃	〃	
44	令和 3. 4. 8	〃	〃	
45	〃 5. 4. 13	新 井 博	小 暮 俊 子	
46	〃 7. 4. 24	〃	〃	

<表 3 >

群馬県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和 7 年 12 月 31 日現在)

氏 名	現 職 及 び 略 歴	委嘱年月日
新井 博	公益委員 (会長) 弁護士	平21. 3. 26
小暮 俊子	公益委員 (会長代理) 弁護士	平21. 3. 26
大河原眞美	公益委員 高崎経済大学名誉教授	平23. 3. 30
小磯 正康	公益委員 弁護士	平27. 4. 2
齋藤 周	公益委員 群馬大学名誉教授	令 5. 4. 13
高草木 悟	労働者委員 群馬県電力関連産業労働組合総連合会長	平28. 4. 15
山村 康郎	労働者委員 JAM北関東群馬県連絡会会長	令元. 11. 28
蒲原 清天	労働者委員 UAゼンセン群馬県支部支部長	令 6. 2. 15
川又 敏之	労働者委員 前SUBARU労働組合執行委員長	令 6. 2. 15
熊井 和子	労働者委員 群馬県教職員組合書記	令 7. 4. 24
八木 議廣	使用者委員 八木工業(株)代表取締役社長	平26. 9. 25
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺(株)代表取締役社長	平29. 4. 4
五十嵐亮二	使用者委員 (一社)群馬県経営者協会専務理事	平31. 4. 2
菊地 良之	使用者委員 三立応用化工(株)専務取締役	令 3. 4. 8
池畠 美穂	使用者委員 パッケージ池畠(株)代表取締役	令 7. 4. 24
その他の者	労働委員会事務局長、管理課長、次長	